

旭区社協独自助成金 申込手続きの流れ

1. 受付

旭区社会福祉協議会にて受付（月～金曜日）※土日祝日は不可

- ◆受付期間：①令和2年5月1日（金）まで
②令和2年7月31日（金）まで
③令和2年9月30日（水）まで
④令和2年12月28日（月）まで

※事前予約制です。申請の際は予め助成金担当職員へご相談ください。
※申請は郵送・メールでの受付は行っておりません。

2. 審査

助成金審査委員会（年4回 第1回：5月26日（火）、第2回：9月4日（金）、第3回：11月6日（金）、第4回：2月19日（金））を開催し、各申込団体について審査します。

3. 決定通知

助成の可否については、事務局（旭区社会福祉協議会）から申請団体あてに通知します。

以下、助成決定団体の流れ

4. 請求書の返送

通知に同封されている「請求書」に必要事項を記入の上、預金通帳のコピー（口座番号・口座名義を確認できる部分）を同封し、指定の締切日までに事務局へご提出ください。

5. 助成金の振込

請求書に基づき、指定の金融機関口座に振込を行います。
※事務局からは、振込完了の通知は行いません。各自でご確認ください。

6. 実施

助成を受けたら予定どおり事業実施・物品購入してください。
やむを得ぬ事情により、内容に変更が生じる場合は、速やかに事務局までご連絡ください。

7. 報告

備品購入...購入後1カ月以内に完了報告書と関連書類を提出してください。

周年事業・地域の見守り支えあい...事業実施1カ月以内に完了報告書と関連書類を提出してください。

※報告書は、決定通知と一緒に配布します。